

令和6年度

一関市立一関東中学校

第1回 学校運営支援協議会

日時 令和6年6月7日(金)

18:30~19:30

会場 校長室

【次第】

1 開 会

2 委員紹介

3 挨拶

4 協 議

(1) 学校運営支援協議会について

①学校運営支援協議会の趣旨説明

②役員選出

(2) R6 学校運営の基本方針について

(3) R6 学びフェスト・教育についてのアンケートについて

5 熟議について

6 その他

(1) 第2回以降の日程について

7 閉 会

令和6年度 一関市立一関東中学校

学校運営支援協議会役員名簿

	役 職	氏 名	備 考
1	委員	さ さ き かずお 佐々木 一男	
2	委員	さ さ き な な 佐々木 奈々	
3	委員	さ さ き えつこ 佐々木 悦子	
4	委員	さ さ き はるえ 佐々木 春枝	
5	委員	よしだ せいき 吉田 聖樹	
6	委員	さとう とおる 佐藤 徹	
7	委員	すずき せいこ 鈴木 征子	
8	委員	おがた まさよ 尾形 正代	
9	委員	すがわら まさる 菅原 勝	
10	委員	きむら あつし 木村 篤	
11	委員	ちば とみ 千葉 登美	
12	副会長	すがわら りか 菅原 理日	一関東中学校校長
13	事務局	こばやし よしゆき 小林 義幸	一関東中学校副校長

○一関市学校運営支援協議会規則

令和4年1月31日  
教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校(一関市立学校条例(平成17年一関市条例第69号)第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。)及び地域住民、保護者等(以下「地域住民等」という。)が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校又は地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 当該協議会を置いた学校(以下「対象学校」という。)の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 対象学校の校長

(4) 対象学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。

(2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。

(3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。  
(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

- 2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。
  - (1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。
  - (2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。
  - (3) 特定の個人に関するものでないこと。
  - (4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 4 協議

### 協議(1)学校運営支援協議会について

① 学校運営支援協議会の主旨説明（資料1）

② 学校運営支援協議会役員の選出

会 長

---

副会長

---

副会長 菅原 理日（本校校長）

---



## 協議(2) R6学校運営の基本方針について

### 令和6年度 学校経営方針

#### 1 学校教育目標

##### (1) 校訓

「識己研能 (己を識り、能を研く)」 ※〈H20 西澤潤一氏策定〉

※〔自分をよく見つけ、自分の良さを発見し、その才能を研ぎ、伸ばしていく〕

##### (2) 教育目標 (めざす生徒像)

- ・ **知の研鑽** (知) : 自ら求め、研学する生徒
- ・ **清澄な心** (徳) : 自ら求め、心を耕す生徒
- ・ **壮健な体** (体) : 自ら求め、身体を鍛える生徒

#### 2 経営方針

全教職員が教育公務員としての自覚のもと、相互の信頼と協調を基盤に据え、熱意と責任を持ち、家庭や地域との協働により、学校教育目標の具現化に努める。

##### (1) 実効性ある「学びフェスト」の徹底 (検証可能な目標達成型の学校経営の推進)

##### (2) 生徒一人ひとりの成長と持続的な幸福を目指し、教育環境の整備

(安心・安全な環境づくり、生命尊重や人権教育、キャリア教育を通して人生設計)

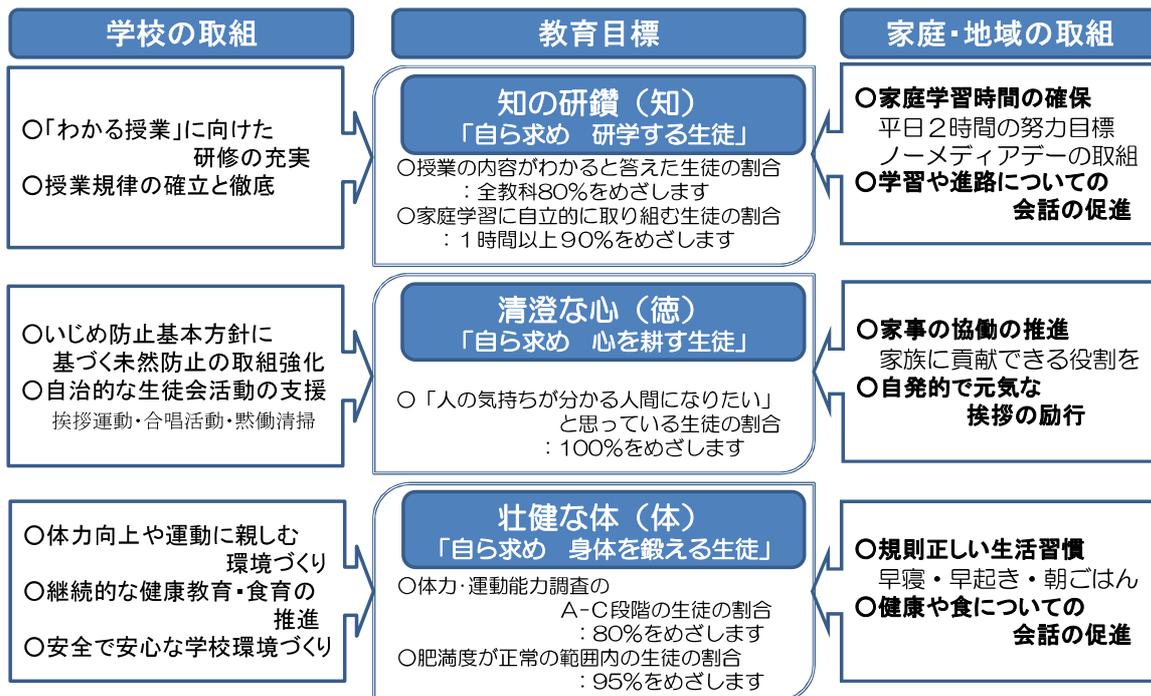
##### (3) 資質・能力の育成のため、授業等における ICT の効果的な活用とわかる授業の実践の継続

#### 3 本年度の重点

##### (1) 実効性ある「学びフェスト」の徹底

### 令和6年度「一関市立一関東中学校まなびフェスト」

#### 校訓 識己研能 己を識り 能を研く



## 【具体的取組】

### 1 知の研鑽（知）：自ら求め、研学する生徒

#### ア 「確かな学力」の育成に向けた研修の充実

##### ① 学習指導要領に則った適切な指導

- ・ 「いわての授業づくり3つの視点」を達成させる実践
- ・ OJTの推進（「実践計画、日常実践、振り返り」）

##### ② 「学びに向かう力」の育成

～興味関心を持ち、粘り強く学習に取り組み、次につなげる～

- ・ ICTを効果的に活用したわかりやすく深まる授業の実現
- ・ 学習の効率化（単位時間の学習内容の工夫、反復学習の確保等）
- ・ 個別最適な学び（理解度に応じた学習、支援が必要な子に対する指導やサポート）
- ・ 協働的な学び（考えや意見を共有）

##### ③ キャリア教育の充実（将来設計に基づいた、体験学習等の実践・・人生設計力）

##### ④ 各種学習調査結果・分析を保護者へ公表（説明責任と家庭との協働）

#### イ 授業規律の確立と徹底

### 2 清澄な心（徳）：自ら求め、心を耕す生徒

#### ア いじめ防止基本方針に基づく未然防止の取組の徹底

- ① 心の醸成（心の教育の充実・学習環境の整備・全教職員による学校不適應対策と周知・情報モラルの育成・朝読書の取組・ことばを大切にしている指導）
- ② 積極的な生徒指導（自己存在感、自己決定、共感的関係、安全・安心な風土）
- ③ 相談体制の充実（実効的に機能するいじめ防止・対応と学校不適應相談と対応、校内外の相談機関の活用）
- ④ 研修と連携（よりよい人間関係構築に係る研修の実施・保護者への意識啓発）

#### イ 「人権」を意識・尊重した活動の推進

- ① 自治的な生徒会活動の支援（生徒会活動の活性化：福祉、ボランティア・異文化や他校との交流等）
- ② 共生社会（ダイバーシティ、インクルージョン）の理解と環境づくり  
・ 違いを認めあい、ともに生きる教育環境（多様性と包摂性）

### 3 壮健な体（体）：自ら求め、身体を鍛える生徒

#### ア 体力向上や運動に親しむ環境づくり（生涯にわたって運動に親しむ姿勢の育成）

#### イ 継続的な健康教育・食育の推進（系統立てた健康指導と食育指導）

#### ウ 安全で安心な学校環境づくり（安全指導・安全管理）

### 4 家庭・地域との連携

#### ア 各種通信・ホームページ等による教育活動の周知と意識啓発

#### イ 学校運営支援協議会の設置

- ① 地域とともに考え、学び、活動を通して生きる力を育む。
- ② 子どもの資質・能力向上のため、学校、保護者、地域が一体となり支援する。
- ③ 学校評価の適切な運用（アンケート実施・評価）

- ウ 運動部活動等の地域移行への協力と推進
- エ 保護者の小中連携の推進（小学校保護者への中学校来校を励行）
- オ 令和7年度県中文祭発表に向けた郷土芸能（鶏舞：牧澤神楽・富沢神楽）の取組

### 協議(3) R6学びフェスト・教育についてのアンケートについて

## 5 熟議について

「熟議」とは、多くの当事者による「熟慮」と「討議」を重ねながら政策を形成していくこと。政策を形成する際、①多くの当事者（保護者、教員、地域住民等）が集まって、②課題について学習・熟慮し、討議をすることにより、③互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、④解決策が洗練され、⑤個々人が納得して自分の役割を果たすようになる、というプロセスのことを言う。

## 6 その他

(1) 今後の日程について

- ・第2回学校運営支援協議会  
令和6年 9月 5日（木） : ~
- ・第3回学校運営支援協議会  
令和6年11月 日（ ） : ~
- ・第4回学校運営支援協議会  
令和7年 2月 日（ ） : ~